

M&Aの株の売却価額と評価額とのかい離で財産評価基本通達6項が適用された事例

1. 財産評価基本通達6項の適用事案

中小企業のM&Aの目前に中小企業オーナーが亡くなり、相続人が相続直後に亡きオーナーが取りまとめていたM&Aを実行に移し同社株式を売却した事案で、相続人が相続税申告で財産評価基本通達（以下、財基通という。）通りに中小企業の株式を評価した評価額と、M&Aで合意された売却金額との間に「著しいかい離」があるとして税務当局から更正された事案に注目が集まっています。この事案は相続人が審査請求し国税不服審判所で争われました（令和2年7月8日）。今回はこの事案について見ていきます。

2. 財産評価基本通達6項とは

相続税の財産評価とは、財産の経済的価値を見積もることです。原則は、相続により取得した財産の時価です。実務では、特に税法で評価の定めがあるもの以外は、国税庁の定めた財基通に基づいて経済的価値を見積もることになっています。これは納税者の申告の際の負担を少なくするため、公平性を担保するためといわれています。たとえば、市街地の宅地の相続税評価の物差しとなる「路線価」も財基通に定められた評価に直結する指標となっていることで、よく知られています。

ところが、この財基通6項には、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」との規定があります。この規定の適用については、平成28事務年度の東京国税局の研修資料で次のような着眼点が示されています。

- ①財基通に定められた評価方法を形式的に適用することの合理性が欠如していること
- ②財基通に定められた評価方法のほかに、他の合理的な評価方法が存在すること
- ③財基通に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在すること
- ④上記③の著しいかい離が生じたことにつき納税者側の行為が介在していること

3. 事案の概要

事案の経過は次のとおりです。

ア、中小企業オーナーであった被相続人は、平成26年5月に、経営する会社の株式の譲渡に向けて買収会社

と協議、基本合意書を締結しました。会社の株式は1株約10万円で譲渡することに合意していました。

イ、同年中に被相続人が死亡しました。相続人3人のうち一人が売却する株式の発行会社の代表取締役になる一方、買収交渉を継続し、同年7月に「相続人の一人に全ての株式を集めたうえでその相続人は、全ての株式を買収会社に基本合意書の価格（約10万円）で譲渡しました。相続人らは相続税の申告では財基通に基づき「取引相場のない株式で大会社のもの」として評価し1株約8千円として申告していました。

ウ、所轄税務署は、平成30年8月に国税庁長官の指示に基づき評価を行う専門家によるDCF法の評価（約8万円）で更正処分等を行いました。この評価の際、買収価格も参考にしています。

4. 国税不服審判所の審理

相続人側は、処分を不服として再調査請求を経て国税不服審判所（以下、審判所という）に平成31年1月に審査請求をしました。

主な争点は評通6項の適用は違法か否かです（争点はもう一つありますが割愛します）。

審判所は相続税法22条を受けて財基通で評価することに一般的な合理性を認めるとともに「著しく公平を欠くような特別な事情があるときは、個々の財産の態様に応じた適正な「時価」の評価方法によるべきであり、評価通達6はこのような趣旨に基づくもの」としました。これを受けた具体的な検討では次のような指摘をしています。

- ①1株当たりの価額で比較すると、申告時の評価額は専門家のDCF法の評価の約10%にとどまり、譲渡価格等の約8%にとどまること。
- ②譲渡契約等について、市場価格と比較して特別に高額又は低額な価額で合意が行われた旨をうかがわせる事情等は見当たらない。
- ③譲渡される会社は、清算を予定しておらず、株主価値の算定方法としてDCF法を採用したことは相当。

審判所は、こうしたことから財基通に基づく評価額はDCF法による評価額や株式譲渡価格等と著しくかい離しており、「租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、財基通の定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき特別な事情がある」と結論づけています。